

第 100 号議案

大田区青少年交流センターの指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和 4 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区青少年交流センターの指定管理者の指定について
下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 施設の名称

大田区青少年交流センター

2 指定管理者の名称

株式会社オーエンス

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、この案を提出する。

第 101 号議案

大田区立平和の森会館の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和 4 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立平和の森会館の指定管理者の指定について
下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 施設の名称

大田区立平和の森会館

2 指定管理者の名称

平和の森会館運営グループ

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、この案を提出する。

第 102 号議案

大田区立大森東福祉園の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和 4 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立大森東福祉園の指定管理者の指定について
下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 施設の名称

大田区立大森東福祉園

2 指定管理者の名称

社会福祉法人大田幸陽会

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、この案を提出する。